

各 位

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
製造業部会

「消費税転嫁対策特別措置法」における 特別措置を踏まえた表示について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。「消費税転嫁対策特別措置法」と略称します。）が施行され、同日から平成29年3月31日までの間、消費税法第63条の規定の特別措置として、一定の条件の下、一般消費者に対する取引価格を税抜価格で表示することが認められております。また「消費税の転嫁拒否等の行為の是正」、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為」等に関する特別措置も講じられております。

これらの特別措置を踏まえ、当部会といたしましても、その製造・販売する商品等に関する価格表示について、適正な表示及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保の観点から検討を重ねてまいりましたが、今般、下記のとおり税抜価格で表示することを基本とすることといたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬 具

記

1 基本方針

製造業部会の会員（家電メーカー24社）が、（1）製造・販売する商品の希望小売価格の表示、（2）一般消費者に直接販売・提供する商品・役務の価格の表示、（3）取引先との商品の商談時において提示する価格の表示については、いずれも、税抜価格で表示することとします。

理由：製造・販売する商品本体自体の価値を表す表示方法であること、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事務の合理化に資する表示方法であることによるものです。

2 表示方法についての共同行為の届出

1記載の基本方針につきましては、共同行為として、公正取引委員会に届け出ております。

以 上

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の参加事業者

(※50音順)

- 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
製造業部会会員企業24社（各社のグループ会社を含む。）

オンキヨー(株)
キヤノン(株)
小泉成器(株)
(株)コロナ
(株)JVCケンウッド
シャープ(株)
スライヴ(株)
セイコーエプソン(株)
象印マホービン(株)
ソニーマーケティング(株)
タイガー魔法瓶(株)
ダイキン工業(株)
ティアック(株)
(株)ディーアンドエムホールディングス
(株)東芝
ネスレネスプレッソ(株)
パイオニア(株)
パナソニック(株)
日立コンシューマ・マーケティング(株)
(株)富士通ゼネラル
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)
三菱重工冷熱(株)
三菱電機(株)
(株)ヤマハミュージックジャパン

消費税の表示方法及びその共同行為の概要

2013年12月10日
家電公取協 製造業部会

(1) 商品の希望小売価格の表示

- ① 対象となる表示物: カタログ、取扱説明書、商品パッケージ、広告、ホームページ、等
- ② 「税抜価格」の表示例 :
 - (1) 希望小売価格9,800円(税抜き)
 - (2) 希望小売価格9,800円(税抜価格)
 - (3) 希望小売価格9,800円(税別)
 - (4) 希望小売価格9,800円(税別価格)
 - (5) 希望小売価格9,800円(本体)
 - (6) 希望小売価格9,800円(本体価格)
 - (7) 希望小売価格9,800円+税
 - (8) 希望小売価格9,800円+消費税

(2) メーカー直販商品・メーカー提供役務の販売価格の表示

- ① 対象となる表示物: ネット販売等における表示
- ② 「税抜価格」の表示例: 上記(1)の「商品の希望小売価格の表示」に準じて表示する。

(3) 取引先との納入価格交渉(商談)における価格の表示

- ① 対象となる表示: 納入価格交渉時における表示(市場想定価格及び納入価格の表示)
- ② 表示方法: 納入価格を決めるプロセスにおいて、交渉の基軸となる市場想定価格(※)を税抜価格で伝え、納入価格も税抜価格で提示する。

(※) 「市場想定価格」は、商談プロセスにおいて使用するもので、非拘束的な位置付けのものである。
(再販売価格維持に繋がらないように十分留意するものとする。)